

平成 27 年寄附

本枠内の項目(住所、氏名(フリガナ)、性別、電話番号、生年月日、個人番号)をすべて記入。
(注意)記載内容について、年内に変更が生じた場合は、同封している申告特例事項変更届出書の提出が必要です。

る申告特例申請書

提出日を記入

記入例

平成 27 年 8 月 2 日
熊本県南関町長 殿

住 所	東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	フリガナ	ナンカン タロウ
		氏 名	南関 太郎
		個人番号	
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	性 別	男 女
		生年月日	明・大 昭・平 △△年 △△月 △△日

捺印してください

南関

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記入してください。

個人番号(マイナンバー)を記入してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同項第4号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附金受領証明書の日付、金額をご記入ください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〇〇〇〇〇円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをします。

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者である場合に限り、チェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書）の規定による申告書を提出する義務がない者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年以降の寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的で申告されたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

その年のふるさと寄附金による寄附先が、5市町村以下であると見込まれる場合のみ、チェックしてください。（寄附回数ではなく寄附先の自治体数）

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

※ご注意ください

- ◆地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告又は住民税申告をした場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。
- ◆そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。
- ◆ワンストップ特例の申請市町村数が年間5市町村を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効となりますので、かくて申告が必要となります。

申告特例申請書送付先（以下を切り取ってご活用ください。）

〒861-0898
熊本県玉名郡南関町大字関町1316番地
南関町役場 総務課